

地方独立行政法人青森県産業技術センター中期目標

中期目標の基本的な考え方

本県では、少子化が進行している中であっても、持続的・自立的な地域経済の実現を図るため、地域の潜在力を最大限に発揮させ、地域外からの所得の獲得につながる経済効果の高い「域外市場産業」の振興が必要となっている。

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」という。）は、このような「域外市場産業」の主体である農林水産業、製造業等の発展に向け、自主性及び自律性を保ちつつ、農工一体となった産業技術の開発や温暖化等の地球環境の変化に対応した諸課題の解決に集中的に取り組み、その使命を果たすことが求められる。

また、センターの組織の運営に当たっては、弾力的かつ効率的な運営を確保し、試験・研究開発に対する需要への的確で速やかな対応に努めることを通じて本県の産業技術水準の向上による産業の振興及び経済の発展に寄与することが求められる。

第一 中期目標の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの五年間

第二 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標

一 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進

本県産業の未来を拓いていくためには、社会経済情勢、環境の変化等に即応した新しい試験・研究開発に取り組む体制を確立しなければならないことから、工業、農林、水産及び食品の各部門が英知を結集し、本県の持つ地域資源の持続的な活用を基本としながら、環境の保全等に配慮しつつ、常に進取の精神で試験・研究開発の推進に努めるとともに、生産や製造等の担い手（以下「生産事業者」という。）からの緊急な要請に対応すべき事態が生じた場合は、弾力的な対応を図る。

(一) 新生産技術の開発及び新製品等の創出に向けた試験・研究開発

高齢化の進展、生産資材の高騰等の社会経済情勢の変化に対応した新しい生産技術の開発及び伝統技術や先端技術を活用して行う本県ならではの新しい製品等の創出に向けた試験・研究開発に取り組む。

(二) 農工一体となった試験・研究開発

工業、農林、水産及び食品の各部門が密接に連携し、それぞれの知見や技術を^い活かしながら、生産事業者からの需要に弾力的に対応した試験・研究開発に積極的に取り組む。

(三) 独創的・先駆的基盤研究

近い将来、幅広い需要が発生すると予想される技術分野において、独創的かつ先駆的な基盤研究に取り組む。

(四) 地球環境の保全に配慮した持続可能な産業活動を念頭に置いた試験・研究開発

県内各地域の豊富で多彩な資源を活用しながら、地球環境の保全に配慮した持続可能な産業活動を念頭に置いた試験・研究開発に取り組む。

(五) 地球温暖化に対応した生産技術等の開発

農林水産業の生産活動や動植物の生態系に対する地球温暖化の影響が最小となるような生産技術及び生産方法の開発に取り組む。

(六) 優良種苗・種畜の開発及び適正管理

生産事業者の所得向上と農林水産物の安定的生産を実現するため、優良な種苗や種畜の開発及び適正管理に取り組む。

二 新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援

豊かな農林水産物が産出され、また、食品加工、素材加工等に関する優れた技術が培われている本県において、県内の試験・研究開発に対する需要に的確に対応することによって、農林水産資源や独自技術を活用した新しい産業活動について、また、付加価値の高い優れた製品等の開発及び事業化に向け、生産事業者の行う取組を積極的に支援する。

(一) 共同研究

生産事業者、業界団体、大学、他の試験研究機関等と連携し、それぞれが持つ技術とノウ^いハウを活かした共同研究に積極的に取り組む。

(二) 受託研究

生産事業者、他の試験研究機関等からの研究委託に適切に対応する。

(三) 依頼試験・分析・調査

生産事業者から依頼された試験、分析及び調査に適切に対応する。

四 技術相談・指導

生産事業者からの技術相談や技術指導についての要望に積極的に対応するほか、生産・製造現場に向いての技術指導、普及指導機関との連携による技術指導等に取り組む。

五 設備・機器の利用

利用希望者の求めに応じた貸付けを行う等、設備・機器の利用の拡大を図る。

六 関係団体・産業界との情報交換

関係団体や産業界との交流を通じた情報交換に取り組む。

三 試験・研究開発の成果の移転・普及

試験・研究開発の成果は、生産事業者に活用され、利益をもたらしてこそ真の成果となることから、試験・研究開発の成果の移転や普及に重点的に取り組み、試験・研究開発の成果の迅速な利活用を図るほか、広報広聴活動の効果的な展開やその権利化等を推進する。

特に、農林水産分野においては、普及指導機関との連携を維持し、迅速で効果的な普及を図る。

(一) 成果の移転・普及の促進

試験・研究開発の成果を関係者に情報提供するほか、行政機関、関係団体等との連携によりその成果を検証し、必要に応じて改良を行う等のフォローアップを行う。

(二) 調査データ等の提供

農作物の生育調査、漁海況調査等のデータ等を指導機関、関係団体及び生産事業者が随時活用できるよう、適切に提供する。

(三) 研修会等の実施及び職員の派遣

生産事業者、技術指導者等を対象とした研修会、研究発表会、技術展示等を行うとともに、産業界、教育機関、行政機関等からの要請に応じ、高度な専門知識を有する職員を派遣する。

四 取組状況等の情報発信

ホームページ、各種刊行物等の広報媒体を活用して、試験・研究開発の取組状況やその

成果、最新の技術等に関する情報を積極的に発信する。

(五) 知的財産の創造・保護・活用

本県の産業競争力を向上させる上で極めて重要な要素となっている知的財産については、関係機関とも連携し、その創造、保護及び活用を推進する。

第三 業務運営の改善及び効率化に関する目標

一 業務運営

社会的・経済的動向等を考慮した自主的な判断のもとで業務内容の選択と集中に努め、最大限の成果を目指す。特に、生産事業者からの需要の把握に努めるとともに、技術と市場の動向を十分に分析した上で明確な目標を設定し、コストパフォーマンスに留意しつつ、業務に取り組む。

また、効率的かつ効果的な業務運営のため、業務の見直しに適切に取り組む。

二 組織運営

(一) 企画経営機能の発揮

理事長の指示のもと、理事会を中心に企画経営機能を発揮した、円滑で健全な法人運営を図る。

(二) 各試験研究部門による一体性の確保

センター内の情報共有を徹底するとともに、工業、農林、水産及び食品の各部門による一体的な試験・研究開発の推進と組織運営を図る。

三 職員の能力向上

(一) 職員の能力開発

生産事業者からの需要の変化に的確に応えるため、研究や研修を通じた職員の資質向上を図る。

(二) 適正な人事評価

職員の勤労意欲の向上や自己研さんの促進を図るため、適正な人事評価を行う。

四 試験・研究開発の成果の実用化促進のための体制の構築

生産事業者からの需要を把握するとともに、試験・研究開発の成果の実用化を促進する体

制を構築する。

第四 財務内容の改善に関する目標

県から交付される運営費交付金を充当して行う事業については、「第三 業務運営の改善及び効率化に関する目標」に定める目標に留意しながら、この中期目標を達成するための中期計画の実施のための予算を作成し、効率的かつ効果的に執行する。

一 運営経費の執行の効率化

生産事業者に対するサービスの向上を図りつつ、各試験研究機関を統合して単一の法人とすることによるスケールメリットを活かした業務の見直しや改善を行うことにより、経費の節減等を図り、運営経費の執行の効率化に努める。

二 外部からの研究資金の導入

外部からの研究資金を積極的に導入する。また、外部資金獲得のための情報収集・発信及び関係機関との連携を図る。

三 剰余金の有効な活用

サービスの向上等に資するよう、剰余金を有効に活用する仕組みを構築する。

第五 その他業務運営に関する重要目標

一 緊急事態への迅速な対応

気象災害、重要家畜伝染病、病害虫及び魚病の発生等の緊急事態が発生した場合は、県との協定に基づき、被害の実態に応じてその拡大防止対策に迅速に対応する。

二 県が行う現地調査への協力

県が行うセンターの知見を必要とする現地調査に協力するように努める。

三 情報管理・公開

生産事業者からの相談内容、試験・研究開発の依頼内容等の職務上知り得た情報の管理を徹底し、また、情報の漏えいがないよう、確実な防止対策を講ずる。

また、事業内容、事業運営状況等については、適切に情報公開を行う。

四 労働安全衛生管理

職員が安全で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

また、労働安全衛生関係法令に基づいた安全衛生管理体制の確立・維持を図り、事故等の発生を未然に防止するように努める。